

土地区画整理事業地内の測量図面等の閲覧・証明について

土地区画整理事業地内の宅地について、換地処分時点の測量図面等の閲覧または証明（写し）を申請することができます。

○申請内容

1. 画地寸法…土地の寸法（辺長）を確認することができます。
2. 画地座標…土地の座標を確認することができます。
3. 基準点座標…基準点座標を確認することができます。

（杭や鋳等が現地に現存するかは保証できません。）

申請される土地または点名については、必ず申請者により指定してください。

ただし、福知山市が資料を備え付けているものに限りませので、申請の際は、必ず事前に御来庁いただき、担当窓口までお問い合わせください。

○閲覧

申請内容：画地寸法、画地座標、基準点座標を御覧いただけます。

メモ等への転記は可能ですが、写真撮影は不可です。

申請方法：閲覧申請書に必要事項を記入の上、1通提出してください。

手数料：無料

コピー：不可（コピーが必要な場合は、下記の証明を申請してください。）

処理期間：申請後すぐに福知山市役所の担当窓口にて御覧いただけます。

○証明

申請内容：画地寸法、画地座標、基準点座標の写しをお渡しします。

申請方法：証明申請書に必要事項を記入の上、2通（正副）提出してください。

手数料：1件につき300円（基準点座標は、3点までを1件と扱います。）

処理期間：原則、申請を受理した日から3営業日以内に交付します。